# 公益財団法人新日本宗教団体連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人新日本宗教団体連合会(略称を「新宗連」 という。)と称する。

(事務所)

- 第 2 条 この法人は、主たる事務所(本部)を東京都渋谷区に置く。
  - 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、信教の自由の精神を高揚し、宗教団体の公益活動を支援 することにより、豊かな人間性の涵養とより良い社会の形成に寄与し、もって 世界平和の実現に貢献することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 信教の自由の尊重並びに擁護のための調査研究及び普及啓発事業
  - (2) 宗教団体の宗教活動の推進に関する調査研究及び普及啓発事業
  - (3) 宗教団体相互の協力によるより良い社会形成の推進に関する調査研究 及び普及啓発事業
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項の事業については、本邦及び国外において行うものとする。

(法令遵守)

第 5 条 事業は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)、その他関係法令の規定を遵守して行わなければならない。

第 2 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

## (基本財産の維持及び処分)

- 第 7 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものと する。
  - 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

## (事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終 わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業 年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとす る。これを変更する場合も、同様とする。
  - 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日 の前日までに行政庁に提出し、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事 務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

# (事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の計算書類等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に 提出しなければならない。
  - 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるとこ

ろにより、貸借対照表を公告するものとする。

- 4 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、また、従たる 事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務 所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち 重要なものを記載した書類

## (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公 益目的取得財産残額を算定し、第10条第4項第4号の書類に記載するもの とする。

## 第 3 章 評議員及び評議員会

## 第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の 規定に従い、評議員会において行う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければ ならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議 員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様 の事情にあるもの
      - ハ 当該評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける

金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又は二に掲げるものの配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの 者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議 員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体 の議会の議員を除く。)である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条 第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### (任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、 退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員 としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

## 第15条 評議員は無報酬とする。

# 第2節 評議員会

(構 成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

## (権 限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬に関する規程
  - (3) 理事及び監事の報酬の額の決定
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の廃止
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められ た事項
  - 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては第20条の書面に記載し た評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員 会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発する ものとする。

#### (議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその 都度互選する。

# (定 足 数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

## (決 議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項 の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得 票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員 会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、 評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された 議事録署名人2名がこれに記名押印する。

# 第 4 章 役員等及び理事会

## 第1節 役員等

#### (種類及び定数)

- 第27条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事15名以上25名以内
  - (2) 監事2名以上3名以内
  - 2 理事のうち、1名を理事長、5名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事 をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

# (選任等)

- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
  - 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の家族その他法令で定める特別な関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他 これに準ずる相互に密接に関係ある者である理事の合計数は、理事の総数 の3分の1を超えてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、 この法人の業務の執行の決定等に参画する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行する。
  - 3 常務理事の権限は、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自

己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

## (監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款に定めるところにより、 監査報告を作成する。
  - (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度にかかる計算書類及び事業報告書を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
  - (5)前号の報告をするために必要あるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違 反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、そ の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、 その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

## (任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞 任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理

事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

- 第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと 認められるとき。

#### (報 酬)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

#### (名誉会長及び顧問)

- 第34条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。
  - 2 名誉会長及び顧問は、役員経験者のうちから理事会において任期を定め た上で選任する。
  - 3 名誉会長及び顧問は、理事長から諮問を受け、理事会に助言することができる。
  - 4 名誉会長及び顧問は、業務執行に関する権限を有しない。
  - 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

#### (参与)

- 第35条 この法人に参与を置くことができる。
  - 2 参与は、会員の推薦があった者の中から、評議員会で任期を定めた上で選 任する。
  - 3 参与は、理事長の求めに応じて理事会及び評議員会に出席し、議長の求め により発言することができる。
  - 4 参与は、理事会、評議員会の決議に関する権限を有しない。
  - 5 参与は、無報酬とする。

## 第2節 理事会

### (構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## (権 限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定等
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職

## (種類及び開催)

- 第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
  - 2 通常理事会は、事業年度毎に6月、10月、2月の年3回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき
    - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない 場合に、その請求をした理事が招集したとき
    - (4) 第30条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

#### (招集)

- 第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

## (決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

## (報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 するものとする。
  - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 委員会等

## (委員会及び機関)

- 第45条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、必要と 認める各種委員会及び機関を設置し、廃止することができる。
  - 2 委員会及び機関に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

## (総支部及び協議会)

- 第46条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、必要な地に総支部及び協議会をこの法人のなかに設置することができる。
  - 2 総支部及び協議会に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

## (新日本宗教青年会連盟)

- 第47条 この法人の事業を推進し、青少年の健全な育成をはかるために、理事会はその決議により、この法人のなかに新日本宗教青年会連盟を設置することができる。
  - 2 新日本宗教青年会連盟に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

# 第 6 章 事務局

## (設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

# 第 7 章 会員

# (会 員)

- 第49条 この法人の趣旨に賛同し、後援する宗教団体を会員とすることができる。
  - 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

# 第 8 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する 目的及び第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び 解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与について は変更することができない。
  - 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員 の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定す る事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、 変更することができる。
  - 3 認定法第11条第1項各号に掲げる定款の変更をしようとするときは、 その事項の変更につき、行政庁の認定を受けるものとする。
  - 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けるものとする。

#### (解 散)

第51条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成

功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

# (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の 決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団 体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

# (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法により行う。

## 第 1 0 章 補 則

## (委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事 会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行す る。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

 理事
 新井光興
 飯島法道
 石倉寿一
 江口陽一
 岡田泰六

 岡野聖法
 嘉納良樹
 清島啓治郎
 赤銅重夫
 田澤清喜

 田中法隆
 鉢呂神龍
 保積秀信
 宮尾早雄
 宮本惠司

本山一博 吉岡 優 力久道臣 渡辺恭位

監事 木島一郎 左藤滋光

- 4 この法人の最初の代表理事は岡野聖法、業務執行理事は江口陽一、保積秀信、 宮本惠司とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川靖夫 出居徳久 岡野英夫 加納理孝 河合神夫 斎藤賢一郎 榊原隆三 佐々木孝則 高橋秀典 田中啓三郎 庭野光代 根本信博 深田惠子 藤原裕康 古川謙一 星野政和 保積敬子 保積志弘 眞塩陽一郎 山本行德

附則 この定款は、平成26年2月17日から施行する。

附則 この定款は、平成29年4月20日から施行する。

附則 この定款は、平成31年2月19日から施行する。

附則 この定款は、令和2年8月15日から施行する。